

敦賀市サテライトオフィス誘致支援業務 委託仕様書

1 委託業務名

敦賀市サテライトオフィス誘致支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

敦賀市（以下「本市」という。）では少子化・高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、多くの課題を抱えている。

こうした状況の中で、若年層を中心とした市民の就労選択肢の増加や、移住・定住に繋がる魅力的な仕事を提供するためサテライトオフィス誘致に取り組んできた。

今後、さらなる誘致促進のため新たに誘致戦略を策定し、これまでと異なる誘致手法を実践することで、地域課題の解決を図ることを目的とする。

4 業務内容

新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢や生活様式、人々の価値観の変化及び北陸新幹線敦賀開業後の市内情勢並びに先進地の事例等を踏まえ、市内におけるサテライトオフィス誘致に向け、以下の業務を実施する。

(1) サテライトオフィス誘致戦略の策定

効果的なサテライトオフィス誘致を実現するために必要となる戦略をとりまとめること。

①サテライトオフィスを取り巻く環境の整理・分析

ア 各種データに基づき、新型コロナウイルス感染拡大前後をはじめとしたサテライトオフィスの役割や機能の変遷等を整理すること。

イ サテライトオフィス誘致による自治体への効果、課題を整理すること。

ウ 現在のサテライトオフィスの取り巻く環境を分析し、将来の在り方を予測すること。

エ その他サテライトオフィス誘致戦略策定に必要な情報を整理し分析すること。

②敦賀市の現況整理・分析

ア データや各種計画に基づいた市の現状を整理すること。

イ 企業が関心を持つような地域課題を含めた地域資源の洗い出しをすること。なお、必要に応じて市役所内の他部局及び市内関係機関へのヒアリング等を行うこと。

③誘致すべき業種の選定

各種分析結果に基づき、企業が進出した際の市へのメリットを明確にした上で地域資源に関連した誘致すべきターゲット業種を選定すること。

④誘致ロードマップの作成及び支援政策案の検討

①から③までを踏まえ、市が行うべき政策案の検討と令和7年度から5年間のサテライトオフィス誘致政策のロードマップを作成すること。

(2) 企業へのプロモーション

4(1)で策定した誘致戦略や誘致に関する情報を基に、商談やイベント出展時等に企業へPRを行うための資料(プレゼン用でA4判10ページ程度)を作成すること。

(3) イベント出展への支援

市職員が主体となって地方進出を検討する企業(概ね100社以上)に向けたプレゼンテーションの機会及びプレゼンテーション聴講企業との商談機会が設けられたイベントに関する情報を提供するとともに、出展までの支援及び出展後のフォローを行うこと。

なお、当該イベントは今後の企業誘致活動の参考となるよう、参加企業リスト及びアンケート結果の提供を受けられることを条件とする。

(4) 東京での企業対応代行の実施

本市への進出検討企業用の対応デスクを東京に常設し、企業進出のサポートを行うこと。なお、常設期間は4ヵ月間とする。

(5) 個別企業の紹介

4(1)を踏まえて、地方への進出を検討する企業から本市への進出可能性が見込まれる訪問すべき企業を10社以上抽出しリスト化して提出すること。また、リストから本市が選定した2社への訪問支援(オンラインも可)を行うこと。

5 成果物

以下のとおり提出すること。なお、提出方法は全て紙媒体及び電子データとする。

- (1) 令和6年9月30日までに4(2)に定める企業へのPRを行うための資料を作成し提出すること。
- (2) 令和6年10月31日までに4(1)に定める誘致戦略書を作成し提出すること。
- (3) 令和6年12月31日までに4(5)に定める企業リストを提出すること。

- (4) 令和7年3月31日までに業務報告書を取りまとめ、4(3)に定める参加企業リスト及びアンケートと合わせて提出すること。

6 準拠する法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 敦賀市財務規則
- (3) その他関係法令等

7 業務の進め方

受託者は、業務開始前に本市から業務の進め方の承認を得たうえで業務を開始すること。また、業務完了まで月1回以上、適宜協議・調整を行いながら進めることとする。

8 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。成果物に係る著作権は、本市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

9 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

10 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

11 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。ただし、本市が必要と認めるときは、受託者の請求に基づき概算払いをすることができる。

13 その他

- (1) 受託者が、業務履行に当たり、仕様書に記載されている事項を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。なお、契約解除となった場合は、本市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。
- (3) 業務実施にあたり、疑義が生じた事項については、本市と協議のうえ対応すること。